

水道施設運営権の設定に係る許可に関する ガイドラインへの意見・要望



平成31年3月22日
宮城県



ガイドラインへの意見・要望

1 【施設のダウンサイジング】

- 水需要の減少が見込まれる中、水道施設の更新を進めるに当たっては、事業期間中の**ダウンサイジングも想定される。**
- これを運営権者に実施させようとする場合には、**PFI法上、施設の全面除却を伴うもの又は運営権登録簿の記載事項に変更が生じるものは認められていない。**
- 水道事業の場合に**運営権登録簿の記載事項がどのようなものになるか不透明。**

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン 12 (1) 2-2. (4)

どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的には管理者等が個別に判断すべき事項と考えられる。例えば、水道施設の総体に運営権を設定した際、管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能であると考えられる。ただし、PFI法の各規定との関係から、以下の点に留意が必要である。

- ① 従前の施設が全面的に除却されると、その時点で管理者等の所有権が消滅し、運営権も消滅すること。したがって、新たな運営権の設定が必要であること。
- ② 施設の位置の変更や施設の平面的規模の大幅な拡大などにより、その内容によっては施設の立地、すなわち住所に変更が生じる場合も考えられる。この場合、登録事項に変更が生じるため、運営権の同一性を維持できず、新たな運営権の設定が必要と考えられること。
- ③ 登録簿の運営等の内容には、第三者が事業内容を特定できる程度事項を記載することが必要と考えられるが、施設の運営等の内容の変更により登録事項に変更が生じる場合においては、運営権の同一性を維持できず、新たな運営権の設定が必要な場合もあり得ること。

浄水場や送水管、ポンプ場等といった水道施設は、常に更新が行われる流動的な施設であり、さらに今後はダウンサイジングが見込まれる中で、運営権登録簿の記載事項によって運営権事業における更新やダウンサイジングの妨げとなることのないようご検討いただきたい。

ガイドラインへの意見・要望

2 【事業継続が困難となった場合における措置】

- 万が一、運営権者の交代または契約解除に至る場合には、事業引継のために一定の期間を有するため、この間にも**運営権者の協力を受けることは不可欠**と考える。



運営権者が事業継続困難となった場合であっても、次期運営権者等への引継ぎについて協力義務があることを明記いただきたい。

ガイドラインへの意見・要望

3 【運営権設定の許可手続き】

- 水道法第24条の5第3項の規定により、**実施計画書には水道施設運営権者の「経常収支の概算」**、「水道施設等事業の適性を期するために講ずる措置」や「災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置」等を記載することが求められている。
- 一方で、運営権設定の許可申請に至るまで、優先交渉権者の選定には、公募から事実上1年程度かけて選定することとなり、また議会において運営権設定の議決を経なければならない。

改正水道法第24条の5第3項

第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地
- 二 水道施設運営等事業の内容
- 三 水道施設運営権の存続期間
- 四 水道施設運営等事業の開始の予定年月日

五 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置

六 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

七 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

八 選定事業者の経常収支の概算

九 選定事業者が自らの収入として收受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金

十 その他厚生労働省令で定める事項



運営権設定の許可申請の段階において、実施計画書の内容に不足等が判明し手続きが後退するようなことがないよう、許可基準を可能な限り具体的に示していただきたい。

また、事業開始までの手続きがスムーズに進められるよう、許可基準に適合している場合には、速やかに許可していただくよう配慮いただきたい。

